裁判所が陳述書を「検閲」？

　唖然とした。弁護団からも「前代未聞だ！」という声が上がった。

　私たち辺野古・大浦湾沿岸住民ら20人が、玉城デニー知事の設計変更不承認を取り消した国土交通大臣の裁決は違法だと、その取り消しを求めて提訴した抗告訴訟の第3回口頭弁論が那覇地裁で開かれる前日(3月22日)のことだった。当日は私が原告意見陳述をやる予定だったが、裁判所に事前提出を求められたその内容について、「穏当でない」表現があるので、このままでは意見陳述を許可できないと、代理人弁護士に連絡があったという。

　裁判所が表現を変えるよう指示したのは4か所、「国家犯罪」「犯罪行為(2か所)」「断罪」という言葉だ。私は、急速に劣化する地球環境への危機感から世界の国々が結んだ生物多様性条約を批准している日本政府が、率先して生物多様性を守るべき義務を負っているにもかかわらず、世界的にも稀有の生物多様性を残している辺野古・大浦湾海域を、国民の血税を使って破壊していることを「国家犯罪」だと常々言ったり書いたりして来たし、多くの人々がそれに共感を示してくれた。それをそのまま陳述書に書いただけだ。そして、国のこの行為が合法なのか否かを裁判所が吟味せず「原告適格なし」と判断するなら、後世の人々から破壊の片棒を担いだと「断罪」されるだろうと書いた。

「修正」を拒否して意見陳述しないという選択もあったが、弁護団とも相談し、極めて不本意ながら「犯罪」を「違法行為」、「断罪される」を「責任を問われる」に変えて意見陳述した。法廷で弁護団は、これまでの慣例と異なり、前回口頭弁論から陳述書の事前提出を求めるようになったのはなぜかを問い、抗議したが、福渡裕貴裁判長は「訴訟指揮の範囲」と居直った。

裁判所は本来、原告・被告双方の率直な言い分を聞いて判断する中立的な立場のはずだ。それが、なぜ「検閲」や「言葉刈り」まがいのことをするのか理解しがたい。被告・国の立場を忖度したのだとすれば、自ら司法の独立を投げ捨てたことになる。あるいは、「罪」であるかないかは裁判所が決めるので、下々は口出しするな、ということだろうか？　それはそれで「主権在民」に反する憲法違反だ。裁判所に猛省を求めたい。

このような強権的な動きは、「戦争前夜」の様相を呈しつつある昨今の状況とも無関係ではないような気がする。要注意だ。

(住民の抗告訴訟原告団・浦島悦子)